

## 徳島県臨床研修連絡協議会設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 徳島県における臨床研修医の積極的な確保・支援を図るため、徳島県臨床研修連絡協議会(以下「協議会」という)を設置し、関係機関の密接な連携のもと、この協議会が事業主体となって、臨床研修医及び後期研修医の確保等に向けた各種事業を実施する。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県外で開催される臨床研修医合同説明会への合同参加
- (2) 県内における臨床研修病院合同説明会の開催
- (3) 臨床研修指導医講習会の開催
- (4) 研修医・指導医向けのセミナー・研修会等の開催
- (5) 医学生等に向けた情報発信
- (6) 協議会本会議など各種会議の運営、その他の事業

### (会員)

第3条 協議会は、県、県医師会、県内臨床研修病院(協力病院を含む)(以下「会員」という)の臨床研修指導医、事務担当者等をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (監事)

第5条 協議会に監事を2名置く。

- 2 監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 監事は、会長、副会長と兼務しないものとする。

### (会計監査)

第6条 監事は、年1回会計を監査することとする。

### (会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(作業部会)

第8条 第2条に掲げる事項を協議し、推進するために必要と認めるときは、協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、会長が必要と認められた者により構成する。
- 3 作業部会長は、作業部会を構成する会員の中から、会長が指名する。
- 4 作業部会は、会長から付託された事項について実施・検討し、年1回その結果を協議会に報告する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、徳島県医師会に置く。

- 2 事務局長は、徳島県医師会事務局長の職にある者とする。

(活動経費)

第10条 第2条に掲げる事業を実施するために要する経費は、原則として、運営経費をもって充てる。

- 2 運営経費の財源は、会員からの負担金及びその他の収入をもって充て、協議会でこれを受け入れ、その処理を行う。
- 3 会員の負担金に関しては、別途定めるものとする。

(実績報告)

第11条 会長は、事業年度終了後速やかに事業実績及び決算書を調整し、協議会に報告するものとする。

(事業年度)

第12条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。